

# 令和7年度青森市食品衛生監視指導計画実施結果について

「令和7年度青森市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の安全確保に向けて各種施策を実施しました。

令和7年度青森県食品衛生監視指導計画の実施結果は、次のとおりです。

※令和7年度青森市食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、令和7年2月3日（月）から2月28日（金）までの間、当該計画（案）を市役所本庁舎、柳川庁舎、駅前庁舎、浪岡庁舎及び青森市保健所に設置したほか、本市HPに掲載し、市民の皆様から意見・提案を求めました。

## 1 監視指導計画の範囲及び実施期間

青森市内全域を対象とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの12ヶ月間実施しました。

## 2 監視指導等実施機関

青森市保健所

## 3 食品関連施設への立入検査実施結果

令和7年度計画において施設の規模、取扱食品の広域性、食中毒や不良食品などの発生状況等を勘案し、重要度に応じて定めた標準立入検査回数に基づき、3,401件の立入検査を実施しました。

食品衛生法改正に伴い、令和3年6月1日から政令で定める営業許可業種が34業種から32業種に再編されたため、今回の集計については、旧許可業種と新許可業種が混在しています。（別添「令和7年度食品関係施設監視状況」参照）

### ○立入検査実施結果

対象施設		計画件数※	立入件数	達成率(%)
許可を要する施設		2,247	2,692	119.8%
届出を要する施設	集団給食施設	81	88	108.6%
小計		2,381	2,780	116.8%
届出を要する施設	その他の届出施設	—	621	—
合計			3,401	—

※R7.3.31時点の施設件数を基に計画しています。

#### 4 食鳥処理場への立入検査実施結果

食鳥処理場に対して立入検査を行い、衛生的な処理が行われるよう指導しました。

##### ○立入検査実施結果（食鳥処理場）

対象施設	計画件数	立入件数	達成率(%)
認定小規模食鳥処理場	4	4	100.0%

#### 5 収去検査結果

市内で加工・製造される食品や市産農作物をはじめ、市内を流通する食品について、微生物等及び食品表示の検査を実施し、違反食品、不良食品等の排除に努めました。

検査の結果、6検体の違反又は不適検体が確認され、該当食品の製造者等に対し、再発防止対策の実施及び施設・設備等の衛生管理や食品の衛生的な取扱い、適正な表示等について指導を行いました。

##### ○流通食品検査結果（検査項目別）

検査項目	検体数	違反又は不適検体数	備考
微生物	41	1 ※1	※1 旧「衛生規範」で示されている目標値の逸脱×1検体 ※2 一律基準超過の残留農薬×1検体 ※3 規制値超過の下痢性貝毒×1検体 ※4 食品表示（衛生事項）の記載誤り×3検体
食品添加物	36	0	
農薬	21	1 ※2	
残留抗菌性物質等	7	0	
貝毒	2	1 ※3	
PCB	5	0	
水銀	5	0	
カドミウム	2	0	
パツリン（かび毒）	5	0	
成分規格	2	0	
アレルギー	6	0	
ヒスタミン	3	0	
小計	135	3	
食品表示	77	3 ※4	
合計	212	6	

## 6 食中毒の発生状況

食中毒が疑われる情報を探知した際は、直ちに疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、原因究明を図りました。

また、食中毒の原因施設を特定した際には、原因施設の衛生指導及び調理従事者への衛生教育等を行い、危害の拡大・再発防止を図りました。

### ○令和7年度に発生した食中毒

発生件数	患者数	病因物質	原因施設
2	4(0)	カンピロバクタージェジュニ×1件	飲食店
	7(0)	ノロウイルスGⅡ×1件	飲食店

( ) 死者再掲

## 7 行政処分等の公表

食品衛生法では公衆衛生の見地から、健康を害するおそれのある食品の製造・販売等、規格・基準にあわない食品の製造・販売等が禁止されています。

衛生上の危害の発生防止のため、違反した者に対して営業停止等の行政処分を行うとともに、違反内容等について報道機関等に公表しました。

## 8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等

厚生労働省や食品衛生関係機関等が主催する食品衛生関係講習会・研修会等に、延べ30名の本市食品衛生監視員が参加し、知識の習得・資質の向上を図りました。

また、食品衛生責任者等に対する食品衛生関係講習会に講師派遣を行うなど、市内各地で計15回の講習を行い、493名の方が受講されました。

### ○食品衛生講習実施結果

対象	給食関係	食品衛生責任者	食品関連業者等	合計
開催回数	1	7	14	22
参加人数	57	321	184	562

## 令和7年度 食品関係営業施設監視状況

営業種類	計画件数	監視数	達成率
飲食店営業	旧	481	118.0%
	新	1,428	
菓子製造業	旧	71	113.9%
	新	159	
乳処理業	旧	0	—
	新	0	
特別牛乳搾取処理業	旧	0	—
	新	0	
乳製品製造業	旧	0	—
	新	0	
集乳業	旧	0	—
	新	0	
魚介類販売業	旧	50	131.6%
	新	114	
魚介類売り営業	旧	0	400.0%
	新	1	
魚肉練り製品製造業	旧	3	136.5%
水産製品製造業	新	49	
食品の冷凍又は冷蔵業	旧	10	100.0%
冷凍食品製造業	新	1	
複合型冷凍食品製造業	新	0	108.7%
缶詰又は瓶詰食品製造業	旧	7	
ソース類製造業	旧	4	108.7%
密封包装食品製造業	新	12	
喫茶店営業	旧	6	100.0%
	旧（自販機）	0	
調理機能を有する自動販売機	新（自販機）	0	—
あん類製造業	旧	0	
アイスクリーム類製造業	旧	24	133.3%
	新	27	
食肉処理業	旧	4	200.0%
	新	2	
食肉販売業	旧	42	144.4%
	新	63	
食肉製品製造業	旧	3	150.0%
	新	2	
ソーシヨン又はシューティング製造業	旧	0	—
食用油脂製造業	新	0	
みそ製造業	旧	2	140.0%
醤油製造業	旧	0	
みそ又はしょうゆ製造業	新	3	100.0%
酒類製造業	旧	1	
豆腐製造業	旧	0	100.0%
	新	2	
納豆製造業	旧	0	100.0%
	新	1	
めん類製造業	旧	11	128.6%
	新	21	
そうざい製造業	旧	35	117.9%
	新	56	
複合型そうざい製造業	新	0	150.0%
添加物製造業	旧	1	
食品の放射線照射業	旧	0	—
	新	2	
乳酸菌飲料製造業	旧	0	100.0%
清涼飲料水製造業	旧	1	
氷雪製造業	旧	1	150.0%
	新	8	
液卵製品製造業	新	0	—
漬物製造業	新	2	
食品の小分け業	新	4	125.0%
合計	2,247	2,692	119.8%

許可不要施設	計画件数	監視数	達成率	
旧許可業種	魚介類販売業（包装魚介類のみの販売）	0	30	—
	食肉販売業（包装食肉のみの販売）	0	29	—
	乳類販売業	0	65	—
	氷雪販売業	0	0	—
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	0	19	—	
販売業	弁当販売業	0	3	—
	野菜果物販売業	0	34	—
	米穀類販売業	0	3	—
	通信販売・訪問販売による販売業	0	0	—
	コンビニエンスストア	0	87	—
	百貨店・総合スーパー	0	39	—
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機を除く）	0	26	—
	その他食料・飲料販売業	0	242	—
	添加物製造業（法第13条第1項を除く）	0	1	—
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	1	—
製造・加工業	コーヒー製造・加工業	0	10	—
	農産保存食料品製造・加工業	0	3	—
	調味料製造・加工業	0	1	—
	糖類製造・加工業	0	0	—
	精穀・製粉業	0	0	—
	製茶業	0	2	—
	海藻製造・加工業	0	4	—
	卵選別包装業	0	0	—
	その他の食料品製造・加工業	0	14	—
	上記以外のもの	行商	0	1
集団給食施設		81	88	108.6%
器具、容器包装の製造加工業		0	0	—
露天、仮設店舗等（営業とみなされないもの）		0	0	—
その他	0	7	—	
合計	81	709	—	

※1 旧：令和6年5月31日までの旧許可業種

※2 新：令和6年6月1日からの新許可業種